

平成21年

消防団出初式を実施します

消防団による出初式を次のとおり実施します。サイレンを鳴らしますので、火災や津波などの災害と間違えないようご注意ください。

地区	ところ	とき	サイレン	開始時間
桃生	桃生総合支所	3日(土)	午前8時	午前10時
石巻	石巻小学校	4日(日)	午前7時	午前9時
河北	北上川河川敷 (ビッグバン裏)		-	
河南	遊楽館		午前8時	午前9時30分
北上	北上中学校校体育館		-	午前10時30分
牡鹿	牡鹿公民館・体育館		午前8時	午前9時30分
雄勝	雄勝中学校	12日(月)	-	午前10時30分

問 防災対策課
(内線521)・各
総合支所総務企
画課



出初式開催に伴う交通規制(石巻地区)

分列行進のため車両通行止めになります。
ご協力をお願いします。

※なお、当日午前7時にサイレンを鳴らします。
火災や津波などと間違えないよう、ご注意ください。



[通行止め時間] 平成21年1月4日(日) 午前9時~10時

**火災予防を
呼びかける!**



秋の火災予防運動期間中の11月10日(月)、市民への防火思想普及のため「一日石巻消防署長」の行事が行われました。

一日石巻消防署長を務めたのは、齋藤千穂さんです。齋藤さんは、ご自身が勤める医療法人 社団仁明会 介護老人保健施設 第二恵仁ホームの立入検査を実施後、市内の大型店舗で来店者の方々へ、「空気が乾燥する季節になりました。火の取り扱いには十分注意してください」と防火を呼びかけていました。

問 石巻消防本部 ☎95-7111

裁判員制度 Q&A 裁判員制度施行元年を迎えて

～ いよいよ今年の5月21日から裁判員制度が始まります～

Q. 裁判員の役割は?

A. ①法廷での審理に立ち会うこと

裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷(公判といいます)に立ち会います。公判では、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問などが行われます。裁判員から、証人などに質問することもできます。

②評議、評決を行うこと

証拠をすべて調べた後、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し(評議)、決定する(評決)こととなります。議論を尽くしても、全員の意見が一致しない場合、評決は、多数決により行われます。有罪か無罪か、有罪の場合の刑に関する裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持ちます。

③判決の宣告に立ち会うこと

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告することになります。裁判員としての役割は、判決の宣告により終了します。

※裁判員制度の情報は、裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>にも掲載されています。

問 仙台地方裁判所事務局総務課 ☎022-222-6111 (内線3015)

仙台家庭裁判所事務局総務課 ☎022-222-4165 (内線4613)

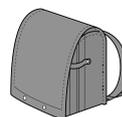
届きましたか?

入学通知書

教育委員会では、今春、小学校に入学するお子さん(平成14年4月2日~平成15年4月1日生まれ)の保護者の方に、「入学通知書」を郵送しました。

まだ届いていない方や転居などにより入学校が変わる方、その他不明な点がありましたら、お問い合わせください。

問 教育総務課 (内線333)
河北事務所 ☎62-3511
雄勝事務所 ☎57-3681
河南事務所 ☎72-2092
桃生事務所 ☎76-4535
北上事務所 ☎67-2234
牡鹿事務所 ☎45-2246



償却資産の申告は、2月2日まで！ 早めの申告をお願いします！！

今年1月1日現在で、事業用の償却資産をお持ちの方は、2月2日(月)までに申告が必要です。

申告書は、12月中にお送りしていますが、届かなかつたり、昨年に新たに事業を始めた方は、ご連絡ください。

資産税課(内線448・449)・各総合支所市民生活課

【出張受付会場】

地区	ところ	と き	
渡波地区	渡波公民館(2階談話室)	1月8日(木)・9日(金) 午前9時30分～午後4時30分	
	折浜集会場	午前9時30分～10時30分	
萩浜地区	桃浦漁村センター	1月6日(火) 午前11時～正午	
	月浦漁村センター		
	萩浜支所(2階会議室)	午後1時～2時	
	狐崎漁村センター	午後2時30分～4時30分	
	福貴浦かき処理場	1月7日(水) 午前10時30分～11時30分	
	東浜小学校(ランチルーム)		
蛇田地区	蛇田公民館	1月14日(水) 午後1時～2時	
稲井地区	稲井公民館	午後2時30分～3時30分	
	牡鹿公民館大谷川分館	午前10時～11時	
牡鹿地区	牡鹿公民館谷川分館	1月6日(火) 午前11時30分～午後0時30分	
	小網倉老人憩の家		
	牡鹿総合支所大原出張所	午後2時～3時	
	給分老人憩の家	午後3時30分～4時30分	
	牡鹿公民館小淵分館	1月7日(水) 午前10時～11時30分	
	十八成老人憩の家		
	牡鹿公民館	午後1時30分～3時	
	新山生活センター	午後3時30分～4時30分	
	宮城県漁業協同組合泊支所	1月9日(金) 午前9時～正午	
	寄磯センター		
	前網漁民センター	午後1時30分～2時30分	
	鮫浦生活センター	午後3時～4時	
	網地島・田代島	網地浜生活センター	1月13日(火) 午前10時～11時30分
		牡鹿公民館長渡分館	
田代島開発総合センター			
		午後1時30分～2時30分	
		午後3時～4時	
		午前8時30分～9時30分	
		午前10時30分～正午	
		午後2時～3時	

【本庁・各総合支所受付会場】

会場	日	時
石巻市役所(本庁中庭第6会議室)	1月15日(木)～2月2日(月) (土日を除く)	午前9時～午後4時30分
河北総合支所 市民生活課	1月5日(月)～2月2日(月) (土日・祝日を除く)	
雄勝総合支所 市民生活課		
河南総合支所 市民生活課		
桃生総合支所 市民生活課		
北上総合支所 市民生活課		
牡鹿総合支所 市民生活課	1月14日(水)～2月2日(月) (土日を除く)	

※最寄りの会場にて、申告ください。
(どこの会場でも申告できます)
※日程については、土日・祝日を除きます。
※例年、申告期間の後半は大変込み合いますので、早めに申告をお願いします。



対象地域	要件	措置内容
過疎地域	河北、雄勝、北上、牡鹿	○製造業、ソフトウェア業、旅館業 ・工業生産設備等の取得価格2,700万円超 課税免除(3年間)
農工地区	後谷地(河北)・須江(河南)・寺崎(桃生)の各工業団地	○製造業 ・工業生産設備等の取得価格3,000万円超 ○道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ・増加雇用者15人以上 ・建物、機械装置等取得価格3,000万円超 課税免除(3年間)
原子力発電施設等立地地域	石巻・河北・雄勝・牡鹿	○製造業 ・工業生産設備等の取得価格2,700万円超 ○道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ・増加雇用者15人以上 ・建物、機械装置等取得価格2,700万円超 不均一課税(3年間)

概要は、左記のとおりです。
資産税課(内線248・448) 各総合支所市民生活課

固定資産税の課税免除 および不均一課税

平成20年1月2日から平成21年1月1日までの間に製造業などの用に供する設備を新増設した場合、固定資産税が減額されます。

住宅を新築・増築した方へ 「住宅用地の申告」は 2月2日まで

今年1月1日現在、居住用に使用されている土地(住宅用地)は固定資産税が軽減されます。申告をしていただく方

昨年中に住宅を新築・増築された方、または取り壊された方
申告内容
住所の所在地・地番、住宅の所有者の住所・氏名
申告期限
2月2日(月)までに、印かんを持参の上、申告してください。申告用紙は資産税課または各総合支所窓口にあります。

資産税課(内線247・254) 各総合支所市民生活課

家を取り壊した方へ お済みですか「家の滅失届」

昨年中に、家の全部または一部を取り壊した方は「家の滅失届」を提出してください。届け出をしないと、そのまま課税される場合があります。印かんをご持参の上、届け出てください。

届出用紙は、資産税課または各総合支所窓口にあります。
資産税課(内線248・393) 各総合支所市民生活課